

第13回富士山利用者負担専門委員会

日 時 令和5年2月20日（月）10時00分～12時00分

場 所 都道府県会館 401会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

富士山利用者負担制度の検討状況

3 閉 会

<配布資料>

資料 富士山利用者負担制度の検討状況

参考資料1 富士山利用者負担専門委員会ワーキング議事要旨

参考資料2 富士山利用者負担専門委員会設置要綱

第 13 回富士山利用者負担専門委員会出席者名簿

(委員 50 音順、敬称略)

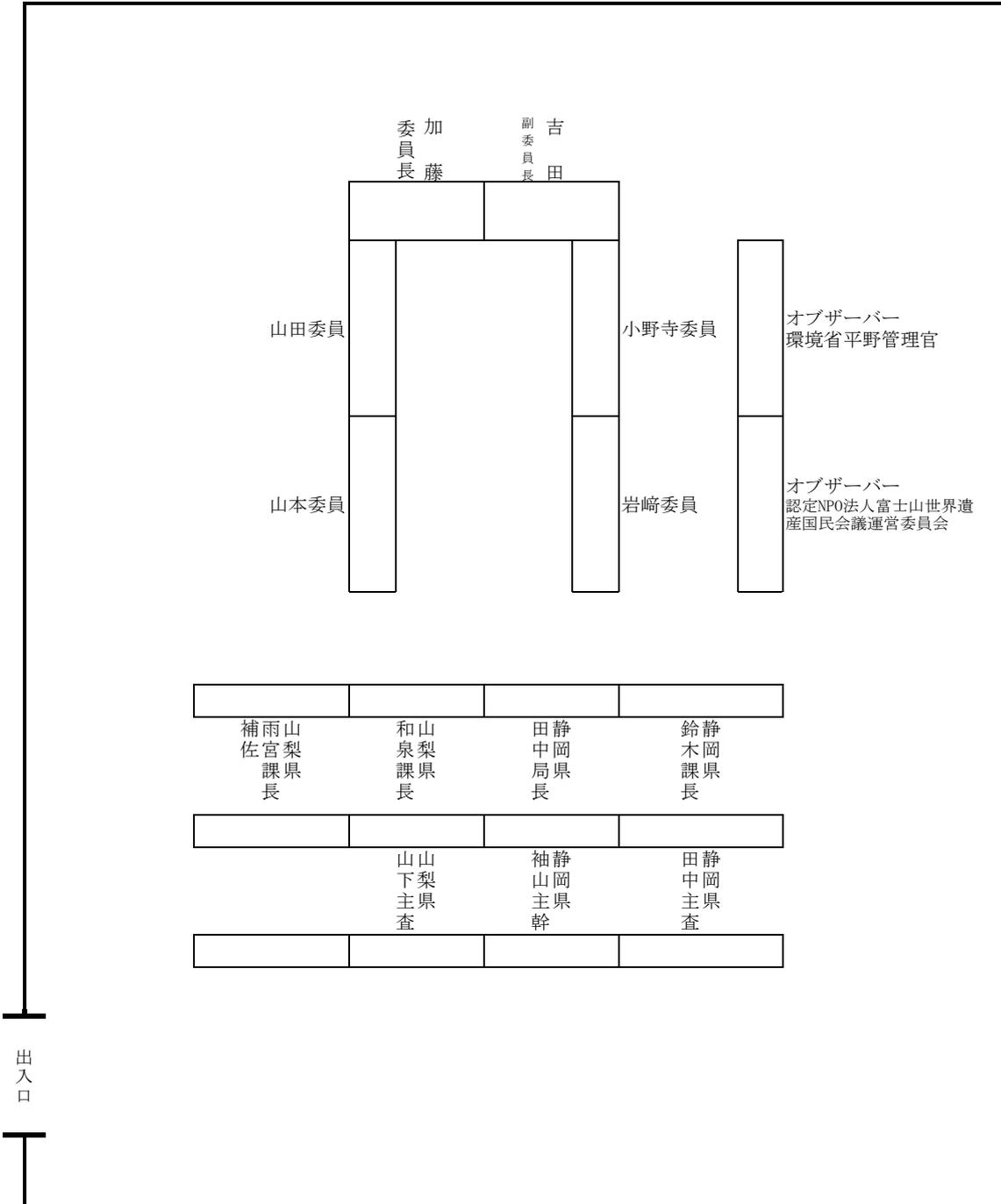
現職等	氏名	分野	出欠	備考
明治大学専門職大学院 法務研究科教授	岩崎 政明	行政法		
静岡県立大学教授	大久保 あかね	観光・登山	欠席	
認定 NPO 法人富士山世界 遺産国民会議運営委員長	小田 全宏	世界文化遺産	欠席	
公益社団法人日本山岳・ スポーツライミング 協会専務理事	小野寺 齊	観光・登山		
横浜国立大学院教授	加藤 峰夫	公園利用		委員長
山梨大学名誉教授	花岡 利幸	観光・交通	欠席	
常葉大学名誉教授	山田 辰美	環境政策		
東京大学准教授	山本 清龍	公園利用		
筑波大学院教授	吉田 正人	環境政策 公園政策		副委員長

オブザーバー

所属	氏名
環境省関東地方環境事務所 沼津管理官事務所 国立公園管理官	平野 淳
認定 NPO 法人富士山世界遺産国民会議	大庭 大

第13回富士山利用者負担専門委員会座席表

日時 令和5年2月20日(月) 10:00～
 場所 都道府県会館4階 401会議室



(案)

富士山利用者負担制度の検討状況

富士山利用者負担専門委員会

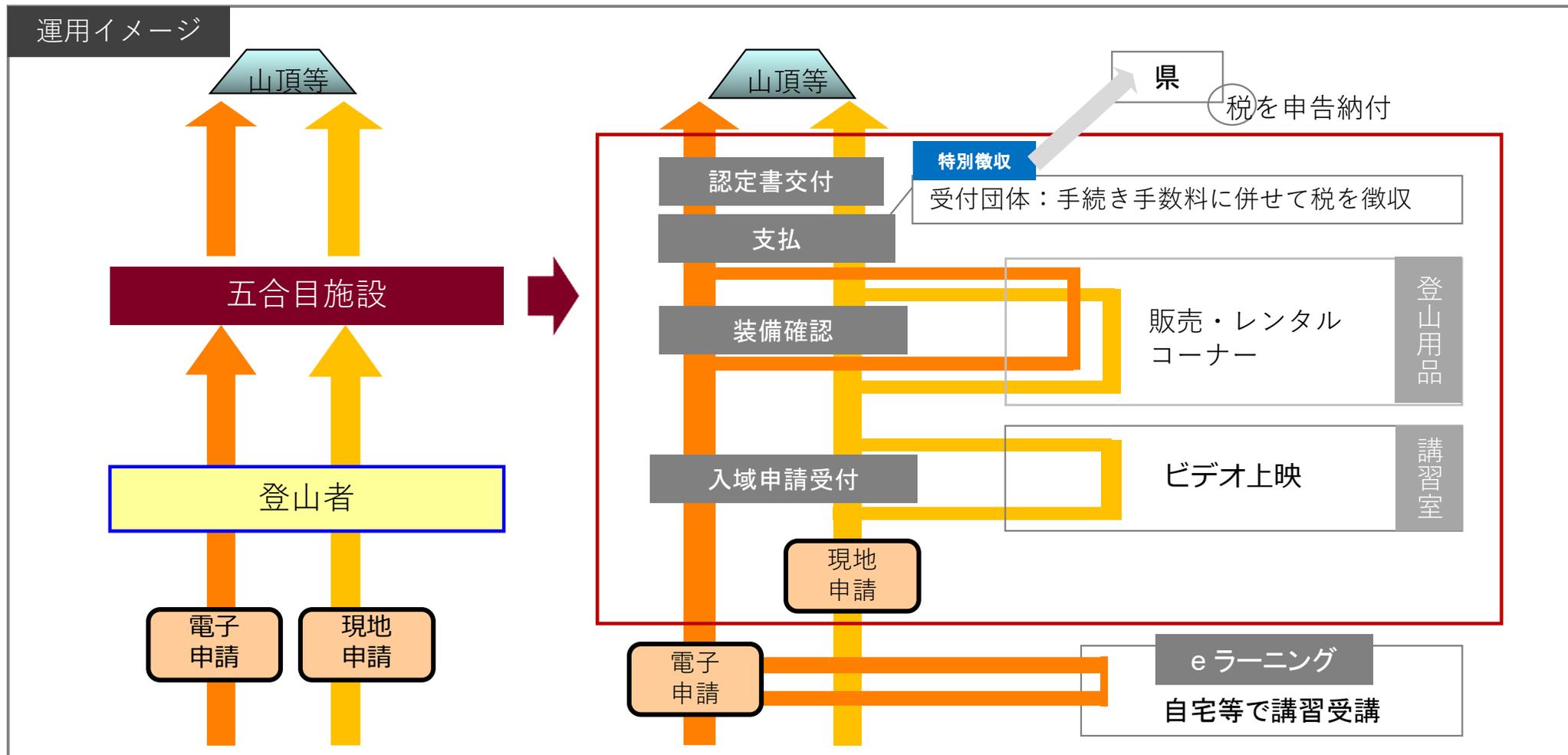
令和5年2月

義務化検討の経緯

H30	富士山世界文化遺産協議会作業部会等から、 義務化や対象者の拡大など、保全協力金制度の見直しを進めるべきとの意見有り
R 1	富士山世界文化遺産協議会で 義務化を基本とした利用者負担制度の検討を開始することを決定
R 2	富士山世界文化遺産協議会で具体的な検討方針を決定 ➤ 受益と負担の関係が明確であり、既存の保全協力金制度からの円滑な移行が期待されるため、「 五合目から先に立ち入る来訪者 」を対象とする（「五合目観光客」は、次の段階の検討対象とする） ➤ 複数案を比較検討し、 五合目から先に立ち入る際に講習受講等の一定の条件を付す「条件付入域制度」を前提とした「法定外目的税」の導入を候補とする ➤ 税額及び具体的用途については、制度概要が定まった後検討
R 3 ~	条件付入域制度の具体的な内容の検討

条件付入域制度の概要

- ・五合目から先に立ち入る際に事前予約や講習受講等の条件を付し、入域手数料に併せて税を支払う仕組み
- ・財源確保に加え、富士山の環境保全や、登山者の安全確保、登山の快適性を図ることができ、導入効果は大きいと考える。



課題と今後の方向性

◆以下の課題が明確となり、導入には**更なる調査研究を要する。**

明確化された課題

項目		説明
技術的課題	コスト等	<ul style="list-style-type: none"> 入域に係る手続事務のコストが大きい (開山期間中に24H受付の場合、4登山口合計で概算3億円程度 ※前提条件が変わればコストは増減する) (参考1) 未手続者の入域防止が困難 (参考2)
	運営	<ul style="list-style-type: none"> 現地で運営を担う専門性の高い団体が必要 入域手続の実施場所の確保が困難
	法令	<ul style="list-style-type: none"> 登山道の利用に条件を付すことについて、道路法上の調整が必要
政策的課題	利用の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 入域人数の制限につながる可能性があり、富士山の利用の在り方(富士登山の在り方)について地元関係者の理解を含めた考え方の整理が不可欠
	負担の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 誰が、どの程度の金額を負担するのが妥当かについて、富士山の保全・活用に関する、民間の活動も含めた全体コスト及び経済効果等の把握が必要

今後の方針

- デジタル技術等新技術の活用も視野に、技術的課題に関して引き続き調査研究
- 専門性の高い民間団体(財団等)による安定的な運営について調査研究

- 富士登山の在り方について、関係者との意見交換を行う。

その他主要意見

- ◆富士山保全協力金制度は、富士山の**保全意識の醸成**や協力金を原資とした**環境保全・安全対策の充実**が図られるなど、**大きな成果**が認められることから、**協力を一層促進**するため、**制度の改善**に取り組んで欲しい。

協力金制度の改善等

1 考え方

現行の富士山保全協力金制度は、富士山の**保全意識の醸成**や協力金を原資とした**環境保全・安全対策の充実**など、**大きな成果**が認められることから、**協力を一層促進**するため、**制度の改善**に取り組むとともに、寄附の促進等財源確保の多様化も図っていく。

2 想定される協力金制度改善案

方向性	取り組み
「世界遺産富士山を守り伝える」意識啓発	・ 協力金の意義の広報の充実 等
協力金支払い者の賛同をより得られる用途への拡大	・ 質の高い登山体験に資する事業への充当 ・ 新しいニーズに対応した事業への充当 等
協力金を応援したくなる仕組み	・ 民間企業の協力を促す仕組みづくり ・ 登山者への魅力的なインセンティブ 等

3 登山者に限定されない財源確保の多様化

方向性	取り組み
多様な財源確保に向けた情報発信	・ クラウドファンディングやふるさと納税等の寄附の促進

参考1 条件付入域制度手続き実施コスト

	山梨県（吉田）	静岡県（富士宮・御殿場・須走）
期間	7/1～9/10 72日間 24H	7/10～9/10 63日間 24H
最大通過 人数/時間	900人	533人（富士宮）、300人（御殿場）、248人（須走）
体制	<ul style="list-style-type: none"> ●4：00～20：00 11人 <ul style="list-style-type: none"> ・誘導・受付4人 ・講習3人 ・出納員3人 ・責任者1人 ●20：00～4：00 6人 	<ul style="list-style-type: none"> ●4：00～20：00 3登山口計19人 <ul style="list-style-type: none"> ・誘導・受付 各口2人 ・講習 各口1～2人 ・出納員 各口2人 ・責任者 各口1人 ●20：00～4：00 各口4～5人
施設	五合目総合管理センター	富士宮口は五合目来訪者新施設建設が予定されているが、御殿場・須走口は施設の確保が必要
概算費用 人件費・宿泊費等	約1億円	約2億円

※完全捕捉のために、別途、高額のコストを要することが想定される。

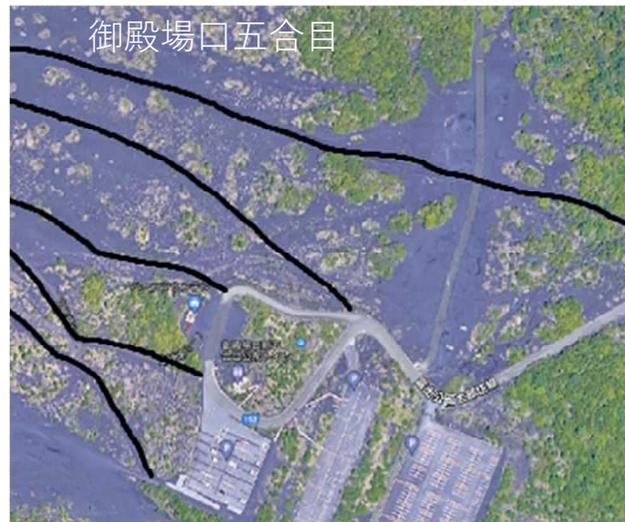
参考2 五合目地図

富士宮口五合目



- ・新来訪者施設が建設されると、来訪者の動線コントロールがし易くなることが期待される。

御殿場口五合目



- ・複数の動線があり、完全捕捉のためには、多額の経費を要することが想定される。

須走口五合目



- ・静岡県側の他の登山口に比べると、動線は限られている。

吉田口五合目



- ・六合目安全指導センター付近で、すべての道が合流する。

令和4年第1回～第3回度富士山利用者負担専門委員会ワーキング議事要旨

1 議事要旨

●条件付入域制度について

- ・ 実施コストが高すぎるということが分かり、現状の技術では困難であり、時期尚早。
- ・ 実施には、専門知識を有しノウハウを蓄積出来る運営団体が不可欠である。
- ・ 望ましい富士登山が何かということをはっきりさせる必要がある。望ましい利用人数を、コロナ禍を経た今考える必要がある。「望ましい利用の在り方」と「人数」の合意がないことには、条件付入域制度は導入は難しい。その上で、技術的な課題がある。

●今後の方針について

◇富士山の利用の在り方の検討

- ・ 総合的な管理の在り方や制度目的（財源確保か登山の質の向上か）が定まらなると、どの方法（条件付入域制度、観光客を含めた負担、協力金制度の改善）を選択するのか決められない。
- ・ 富士山の利用の在り方についてを検討する場が必要である。

◇負担の在り方の検討

- ・ 誰が負担をすべきか、現在行政が負担している部分をどの程度（半額？10%？）負担してもらうのかといった議論が必要である。
- ・ 経済効果の試算をすることで、地元負担意識が働き、実態把握にも繋がる。富士山があることの経済的利益が見せられると良い。

◇民間による運営

- ・ 行政の発想だけでなく、民間を活用するということは、硬直化の改善に繋がり評価出来る。
- ・ 民間に何が出来るかを考えなければいけない。お金を「使う」ということに関しては、行政にないアイデアが期待出来る。
- ・ 民間の方が企業への寄附依頼など、資金をダイナミックに集めやすい。

●協力金制度の改善について

- ・ 自由度、柔軟性を増し、新しい課題に対応出来るよう協力金制度を改善していくという方向性が良い。
- ・ 「高額な実施コスト」「協力金の使途の膠着化」という課題に答え、前進して欲しい。
- ・ 協力して良かったと思える仕掛けが大事。協力のインセンティブを働かせるコストが、どの程度かかるかの検討も必要。

●その他

- ・ 不公平感を課題とし、税制度を選択するのは、飛躍ではないか。税とすることで、完全捕捉や行政実施という制約が生じる。
- ・ 集めたお金をより良く使う方法の検討に、方向転換すべきではないか。
- ・ 義務化により、多額の実施コストがかかっても義務化をするのか、義務化に伴う課題を踏まえて検討しなければならない。
- ・ 義務化の場合、取りこぼしがあるような仕組みは認められない。

2 ワーキング開催状況

	開催日	議題
第1回	令和4年7月26日	知床五湖の事例と今後の検討方法 令和4年度検討項目と検討時期
第2回	令和4年11月21日	富士山利用者負担制度について
第3回	令和5年1月23日	これまでの検討状況の整理

富士山利用者負担専門委員会設置要綱

(設置)

第1条 富士山における利用者負担制度のあり方を専門的見地から検討するため、有識者による富士山利用者負担専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(役割)

第2条 委員会は、専門的な見地から富士山における利用者負担制度に関する検討を行い、富士山世界文化遺産協議会作業部会（以下「作業部会」という。）に対し、助言、報告を行う。

(組織)

第3条 委員会は、学識経験のある者のうちから、作業部会の部会長が委嘱する委員をもって構成する。

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を総括する。
- 4 委員長が不在のときは、副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、主宰する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキング)

第7条 委員会が助言、報告を行う事項のうち、事前の準備・調整が必要な特定課題に対する詳細な検討を行うため、委員会に富士山利用者負担専門委員会ワーキング（以下「ワーキング」という。）を置くことができる。

- 2 ワーキングは、委員のうちから前項の検討事項に関する専門的な知見を有する者及び協議会事務局で構成し、必要に応じて関係者を加えることができる。
- 3 ワーキングは、協議会事務局が委員長と協議の上、必要に応じて招集し、主宰する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、山梨県観光文化部世界遺産富士山課及び静岡県スポーツ・文化観光部文化局富士山世界遺産課が共同で務める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

富士山の利用者負担の検討に係る組織体制図

